

休診共済 保険約款

この保険の趣旨

- 第1条 保険金の支払
- 第2条 保険金の支払限度額と限度口数
- 第3条 免責事項
- 第4条 保険金の削減支払
- 第5条 責任開始日と契約日
- 第6条 保険料の払込
- 第7条 保険料の払込猶予期間と失効
- 第8条 保険料払込猶予期間中の保険金の支払
- 第9条 保険期間、保険年度および保険契約の更新
- 第10条 保険金の請求
- 第11条 契約内容の変更
- 第12条 保険契約者等の住所氏名等の変更
- 第13条 保険金の受取人の変更
- 第14条 保険契約者の変更
- 第15条 契約の取消等
- 第16条 告知義務
- 第17条 告知義務違反による解除
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 解約
- 第20条 返戻金の計算
- 第21条 年齢誤りの処理
- 第22条 配当金
- 第23条 時効
- 第24条 保険料または保険金の額の見直し
- 第25条 準拠法

あ

受取人

この保険の保険金を受け取る人のことをいいます。

か

解除

約款に定める告知義務違反や重大事由が生じた場合に、当社が保険契約を消滅させることをいいます。

解約

保険期間の途中で保険契約者の意思により保険契約を解消させることをいいます。

解約返戻金

契約を解約された場合に、保険契約者に払い戻しするお金をいいます。

契約日

保険期間の計算の基準となる日で、責任開始日と同じ日になります。

契約応当日

保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また月単位の応当日という場合は、毎月の契約日に対応する日のことをいいます。

契約者

当社と保険契約を結び、契約上の権利と義務を有する人のことです。当約款の中では「保険契約者」と表記しています。

更新

保険期間満了に際して、健康状態などの告知を省略して契約を継続する取扱いのことです。ただし、更新時の補償内容や保険料は更新時の年齢に基づきます。

更新日

契約が更新される日をいいます。契約日にかかわらず毎年4月1日となります。

告知義務

保険契約に必要な情報を契約者または被保険者より、当社にありのまま正確に告げる義務のこと

告知義務違反

告知書の質問事項の質問に対して事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知した場合を告知義務違反といいます。なお、「告知義務違反」となった場合は、ご契約が解除されることがあります。

さ

失効

保険料の払込の猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、保険契約の効力が失われることをいいます。

就業不能状態

疾病の治療、または当社が定める不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的として、保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院または自宅療養したため、保険引受証記載の職業または職務に全く従事できない状態を指します。なお、被保険者が疾病または当社が定める不慮の事故を直接の原因とする傷害に起因して死亡された後もしくは疾病、傷害が治癒された後は、就業不能と

はいいません。

診療所

「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいいます。

責任開始日

当会が契約上の補償を開始する日をいいます。

た

代理店

当会から保険商品の販売委託を受けた保険募集代理店。

当会

一般社団法人JMC厚生会のことです。書類の提出先などは特に断りのない限り一般社団法人JMC厚生会本部を指します。

取消

それまで有効に成立していた保険契約を契約始期に遡り、無かったものとするをいいます。詐欺行為または不当取得目的による契約であることが判明した場合、契約は取消となります。

通知義務

保険期間の途中で保険契約の内容に変更が生じた場合は、保険契約者または被保険者が当会に対して報告しなければいけない義務があります。

通知の方法は、書面・電話・ファックス・Eメールによります。

な

入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術は、医師による治療に準じて取り扱います。

は

払込期月

保険料を払い込むべき月のことです。

被保険者

保険の対象となる人のことです。

病院

「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいいます。

不成立

第1回目の保険料の払込がなかったため、契約が成立しなかったことをいいます。

保険期間

保険契約における補償が継続している期間のことです。

保険金

被保険者が病気（疾病）またはけが（傷害）により就業不能となったときに当会が受取人にお支払いするお金のことです。

保険年度

4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

保険引受証

保険契約の成立および契約内容を証するために当会から保険契約者に交付される書面のことです。

保険料

保険契約にともない保険契約者が当会に補償の対価として支払うお金のことです。

保険料充当月

払い込まれた保険料が補償に充当される期間をいいます。保険料払込期月の当月1日から末日までとなります。

保険料払込猶予期間

予め決められていた保険料の払込期月に保険料の支払いができなくても、保険契約を有効に継続できるように設けられている一定期間の猶予のことをいいます。

ま

満了日

保険期間が終了する日をいいます。

無効

保険契約成立を当初より無かったものとするをいいます。

申込日

申込人（保険契約者）が保険契約を申し込んだ日をいいます。具体的には申込書を当会または代理店に提出した日を指します。

免責期間

保険金を支払わない期間

や

約款

保険契約者と当会との間でこの保険に関わることの取り決めが記載されたものです。

ら

休診共済 保険約款

この保険の趣旨

この保険は、申込みの日において、医師、歯科医師、医療法人、または医師協同組合の職員が保険契約者となり、医師、歯科医師、または医師協同組合の職員が被保険者となった契約で、就業不能となったときに、疾病休業保険金、災害休業保険金を支払うものです。

第1条 保険金の支払

1. この保険契約の疾病休業保険金、災害休業保険金はつぎのとおりです。
2. 疾病休業保険金
 - (1) 被保険者が責任開始日以後に発病した疾病の治療を目的（備考参照）として、保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院または自宅療養した事を直接の原因として5日以上継続して就業不能状態に陥った場合、5日目からの就業不能日数に保険引受証記載の保険日額を乗じた額の疾病休業保険金を支払います。
 - (2) 被保険者の同一の原因（備考参照）による疾病に対する疾病休業保険金の支払限度日数は180日とします。
 - (3) この保険契約における被保険者単位の通算支払限度日数は、第1条第3項に定める災害休業保険金の支払日数と合算し、更新契約の場合は当初の契約から通算800日を限度とします。
 - (4) 疾病休業保険金を支払った場合、または疾病休業保険金の支払対象期間中に第1条第3項に定める災害休業保険金の支払事由に該当する事態が生じたときは、その支払事由が重複する期間に対しては、疾病休業保険金の支払を継続し、災害休業保険金を重複して支払いません。
3. 災害休業保険金
 - (1) 被保険者が責任開始日以後に発生した別表1に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的（備考参照）として、保険期間中に日本国内の病院または診療所に入院または自宅療養した事を直接の原因として就業不能状態に陥った場合、就業不能初日より就業不能日数に保険引受証記載の保険日額を乗じた額の災害休業保険金を支払います。
 - (2) 1事故に対する災害休業保険金の支払限度日数は180日とします。
 - (3) この保険契約における被保険者単位の通算支払限度日数は、第1条第2項に定める疾病休業保険金の支払日数と合算し、更新契約の場合は当初の契約から通算800日を限度とします。
4. 被保険者の就業不能状態が継続中のとき、この保険契約が消滅した場合、消滅後のその継続した就業不能状態については、第1条第2項1号および第1条第3項第1号に定められる就業不能状態とみなします。
5. 本保険契約の通算支払日数が第1条第2項3号および第1条第3項第3号に達した場合は、本保険契約は消滅となり、第20条に基づき返戻金を保険契約者に支払います。

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない診断・検査（人間ドック検査を含む）等により入院した場合は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 同一の原因による疾病

「同一の原因による疾病」とは、病名が同じ場合の他、病名を異にする場合でも、医師が重要な関係があると診断したものを指します。（例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等の関係をいいます）

第2条 保険金の支払限度額と限度口数

この保険1件についての同一被保険者に対する休診共済保険金日額の最高限度は、3口21,000円です。

(1) 年齢による保険金引受最高限度日額は次のとおりとします。

満18歳～24歳の被保険者	7,000円まで
満25歳～64歳の被保険者	21,000円まで
満65歳～79歳の被保険者	15,000円まで
満80歳～84歳の被保険者	10,000円まで
満85歳～89歳の被保険者	5,000円まで

(2) 年齢による加入限度口数は次のとおりとします。

満18歳～24歳の被保険者	1口限度
満25歳～79歳の被保険者	3口限度
満80歳～84歳の被保険者	2口限度
満85歳～89歳の被保険者	1口限度

第3条 免責事項

1. 次の場合には、疾病休業保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によって就業不能状態が生じたとき。
- (2) 被保険者の犯罪行為によって就業不能状態が生じたとき。
- (3) 被保険者の薬物依存（備考参照）を原因として就業不能状態が生じたとき。
- (4) むちうち症または腰・背痛で、他覚症状のないものにより就業不能な状態が生じたとき。

2. 次の場合には、災害休業保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によって就業不能状態が生じたとき。
- (2) 保険契約者または被保険者の重大な過失による傷害を原因として就業不能状態が生じたとき。
- (3) 被保険者の犯罪行為によって就業不能状態が生じたとき。
- (4) 被保険者の精神障害（備考参照）または泥酔の状態を原因とする事故によって就業不能状態が生じたとき。
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故を原因として就業不能状態が生じたとき。
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転または酒酔い運転をしている間に生じた事故を原因として就業不能状態が生じたとき。

- (7) 被保険者の薬物依存（備考参照）を原因として就業不能状態が生じたとき。
- (8) 戦争・事変（備考参照）・暴動（備考参照）、地震・噴火・津波を原因として就業不能状態が生じたとき。
- (9) 核燃料物質（使用済燃料含む）、核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (10) むちうち症または腰・背痛で、他覚症状のないものにより就業不能状態が生じたとき。

3. 第3条第1項および第3条第2項に掲げた免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

4. 免責事由に該当した場合の保険契約の取扱いは次のとおりとなります。

- (1) 疾病休業保険金：保険契約は継続します。
- (2) 災害休業保険金：保険契約は継続します。

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

2. 精神障害

「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードF00～F99に規定される内容によるものとし、

3. 事変

「事変」とは互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

4. 暴動

「暴動」とは群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

■参考：「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」 ■

(F00-F09) 症状性を含む器質性精神障害

(例) アルツハイマー病の認知症、血管性認知症など

(F10-F19) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害

(例) アルコール・大麻・コカイン等の使用による精神及び行動の障害など

(F20-F29) 統合失調症、統合失調症型障害及妄想性障害

(F30-F39) 気分「感情」障害

(例) 躁病、うつ病など

(F40-F48) 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

(例) 社会恐怖症、外傷後ストレス障害、神経衰弱など

- (F 50-F 59) 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
(例) 神経性無食欲症、非器質性睡眠障害など
- (F 60-F 69) 成人の人格及び行動の障害
(例) 不安性人格障害、妄想性人格障害など
- (F 70-F 79) 知的障害<精神遅滞>
- (F 80-F 89) 心理的発達の障害
(例) 自閉症など
- (F 90-F 98) 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
(例) 抑うつ性行為障害、反抗挑戦性障害など
- (F 99) 詳細不明の精神障害

第4条 保険金の削減支払

第3条の規定にかかわらず、感染症および船舶・航空機事故などにより、保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に当会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当会は、該当する保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

第5条 責任開始日と契約日

1. 保険契約は、申込みに対し、当会が承諾の通知を発信したときに成立するものとします。当会は、承諾した日の属する月の翌月に第1回保険料の口座振替をおこないます。また、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。口座振替については、第6条に規定していません。
2. 保険契約の責任開始日は、第1回保険料の口座振替が行われた月の1日とします。
3. 当会が責任を開始する日を契約日とし、保険料は契約日における被保険者の年齢により計算します。また、保険期間は契約日から起算します。
4. 口座振替依頼書の不備や残高不足等により第1回目の保険料の振替がおこなわれなかったときは、本保険契約は不成立となります。
5. 当会は第1回保険料を受領し本保険契約が成立した後に保険引受証を発行し、保険契約者宛に送付します。

第6条 保険料の払込

1. 保険料の払込みは口座振替によるものとします。
2. 保険料の払込みは月払または年払によるものとします。
3. 第1回目の保険料は、第5条第1項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。

4. 当会が保険契約の申込みを承諾したときは、第1回保険料の口座振替は申込み日の翌月28日に行います。
また、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。なお、28日が銀行休業日の場合は翌営業日に口座振替をおこないます。当該翌営業日が月末をまたいで翌月となった場合、第5条第2項に規定する「口座振替が行われた月」は、「口座振替が行われた月の前月」と読み替えます。
5. 第2回目以降の保険料は、各月または各年の保険料払込期月に口座振替により払い込むものとします。保険料払込期月とは、保険契約者が毎回の保険料を払い込む必要がある期間をいい、月ごと、または毎年の契約当日の属する月の1日から末日までをいいます。
6. 口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、指定口座といいます）から毎月28日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
7. 第2回目以降の保険料について、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月28日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に、月払契約の場合は2か月分を合算して、年払の場合は同一金額を振替えます。
8. 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当会に申し出があった場合、当会が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

第7条 保険料の払込猶予期間と失効

1. 第2回目以降の保険料の払込みについては、保険料払込期月の翌月1日から末日まで払込猶予期間があります。月払契約の場合、保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。年払契約の場合、保険料払込猶予期間に年払保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申し出があり、当会の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。
2. 失効後に補償の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
3. 当会は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。
4. 失効日以降に疾病休業保険金、災害休業保険金の支払事由が生じても、補償の対象にはなりません。

第8条 保険料払込猶予期間中の保険金の支払

1. 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合は、補償対象となります。
2. 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、または当該払込期月の保険料が払い込まれる前に保険金支払い事由が生じ、保険金受取人が希望した場合は、その時まで既に到来している保険期間の未払込保険料を支払うべき保険金の額から差し引きすることもできます。支払うべき保険金の額がその時まで既に到来している保険期間の未払込保険料に不足する場合は、保険契約者はその猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むものとします。
この未払込み保険料が払い込まれない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、以後、保険金を支払いません。
但し、保険料払込猶予期間満了日をむかえ失効した場合、失効日以降に就業不能状態が継続していても、保険料払込猶予期間満了日までの就業不能についてのみ支払対象となります。

第9条 保険期間、保険年度および保険契約の更新

1. 本保険の保険年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。保険期間は、保険年度の初日から末日までとなります。ただし加入初年度は、契約日から当該保険年度の末日までとなります。
2. 保険契約者から当会あてに保険年度満了日までに更新しない旨の申し出がなく、契約応当月までの保険料が払い込まれた保険契約は、保険年度満了日の翌日付けで更新されます。この場合、健康状態等の告知に基づく引受審査はありません。尚、更新は更新日における被保険者の年齢が満89歳まで可能です。
3. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 更新後の保険期間は、更新前の保険契約の満了日の翌日から1年間です。
 - (2) 保険料は更新日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
 - (3) 当会は本保険の収支状況などの事情から、当会の定めるところにより、契約更新の際に主務官庁の認可を受けて保険料を増額・減額、または保険金額を減額・増額することがあります。この場合、更新日の2か月前までに保険契約者に文書で通知の上、更新日から保険料または保険金額を変更します。
 - (4) 当会は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本保険の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。
 - (5) 保険契約を更新した場合、更新前契約の保険引受証および更新通知書をもって更新後契約の保険引受証に代えます。

第10条 保険金の請求

1. 保険金の受取人は被保険者自身となります。
2. 保険金の受取人（被保険者）が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者が

その事情を示す書類をもって当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被保険者の代理人として、保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等以内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等以内の親族
- (注)法律上の配偶者にかぎりませ

3. 保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当会に通知してください。
4. 受取人は別表2に定める当会の指定する必要書類を提出することを要します。
5. 当会は、請求に必要な書類が当会に到着した日の翌日から起算して30日以内に、受取人の指定口座に支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
6. 保険金の支払事由につき、当会による事実確認を必要とすることがあります。その場合、保険契約締結から請求までの間に当会に請求された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には保険金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して30日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合。
(確認が必要な事項) この約款に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無。
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合。
(確認が必要な事項) 保険金の支払事由が発生した原因。
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合。
(確認が必要な事項) 告知義務違反に該当する事実の有無及び告知義務違反に至った原因。
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合。
(確認が必要な事項) 第10条第6項第2号および第10条第6項第3号に定める事項または保険契約者全員、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約締結の締結時から保険金の請求時までにおける事実。
7. 第10条第6項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会または調査が不可欠な場合には第10条第5項、第10条第6項の規定にかかわらず、保険金の支払期限は請求日の翌日から起算してそれぞれ次の各号に定める日数（複数の号に該当する場合はそのうちで最も長い日数）を経過する日とします。
 - (1) 第10条第6項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令に基づく照会の場合は180日。
 - (2) 第10条第6項各号に定める事項を確認するための専門機関による調査または鑑定等の結果の照会の場合は90日。
 - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第10条第6項各号に定める事項の確認のための調査の場合は60日。

- (4) 第10条第6項各号に定める事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による検査結果または調査結果の照会の場合は180日。
 - (5) 第10条第6項各号に定める事項についての日本国外における調査の場合は180日。
8. 第10条第6項および第10条第7項の規定を適用する場合には、状況判明後、当会は保険金を請求した者にすみやかに通知します。
9. 第10条第5項から第10条第7項に定める支払期限をこえて保険金を支払う場合は、当会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、民法第404条で規定された法定利率で計算した遅延利息を保険金とあわせて支払います。
10. 第10条第9項にかかわらず、第10条第6項または第10条第7項の確認等に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく、その確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会はこれによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第11条 契約内容の変更

1. 保険金額の減額

- (1) 保険契約者は当会が取り扱う補償額の範囲で、将来に向かって保険金額を減額することができます。
- (2) 保険契約者が保険金額を減額する場合は、別表2に定める当会所定の書面を提出する必要があります。
- (3) 保険契約者が保険金額を減額する場合は、減額に必要な請求書類が当会に到着した日に請求があったものと看做し、減額された部分の補償は、次号に定める日の前日に終了します。
- (4) 保険金額を減額する場合は、更新日または、期中の月初1日付により変更できます。
- (5) 月払いの場合は、変更される当月分の保険料より保険料が変更になり、年払いの場合は変更前の未経過分の保険料と変更後の未経過分の保険料との差額を月割により返戻します。

2. 保険金額の増額

- (1) 保険契約者は当会が取り扱う補償額の範囲で、更新日に限り将来に向かって保険金額を増額することができます。
- (2) 保険契約者が保険金額を増額する場合は、別表2に定める当会所定の書面を提出する必要があります。
- (3) 保険金額を増額する場合は、更新日の月初1日付により変更できます。
- (4) 月払いの場合は、変更される当月分の保険料より保険料が変更になり、年払いの場合は更新後の年払保険料より変更になります。
- (5) 保険契約者または被保険者は、増額する部分について、第16条に定める告知義務を負います。また、この告知義務に違反する行為があった場合、第17条に準じて当会は増額された部分について、解除することができます。この場合、第17条第3項第3号および第7号の契約日は増額日と読み替えます。

第12条 保険契約者等の住所氏名等の変更

1. 保険契約者の住所・氏名・保険料振替口座が変更となる場合、被保険者の氏名、受取人の氏名が変更となる場合、保険契約者はすみやかに当会に通知する必要があります。
2. 保険契約者が第12条第1項の変更を通知するときは、別表2に定める当会所定の書面を提出する必要があります。
3. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、従前の住所または氏名宛に送付した通知が保険契約者に届かないときでも当会はその責任を負いません。

第13条 保険金の受取人の変更

保険金受取人を指定、または変更することはできません。

第14条 保険契約者の変更

1. 保険契約者は被保険者の同意および当会の承諾を得て、一切の権利義務を医師、歯科医師、医療法人である第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をする場合は、別表2に定める当会所定の書面を提出する必要があります。
3. 第14条第1項および第14条第2項の変更をおこなった場合、新契約者に新たな保険引受証の発行をもって承諾の通知に代え、旧契約者には、書面にて通知します。

第15条 契約の取消等

1. 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、その保険契約は取り消しとし、すでに払い込まれた保険料は返戻しません。保険契約者が保険金を不法に取得する目的で保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返戻しません。
2. 錯誤により保険契約を締結したときは、その保険契約を取り消すことができるものとし、払い込まれた保険料を返戻します。

第16条 告知義務

1. 本保険への加入の申込みに際して、支払事由の発生に関する重要な事項のうち当会所定の書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。
2. 第16条第1項の場合に、当会が必要と認めるときは当会の指定する医師による診断を受けるものとします。この場合、医師が口頭または書面で質問した事項についてはそれぞれ口頭または

書面で告知することを要します。

第17条 告知義務違反による解除

1. 第16条の告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当会は保険契約を解除することができます。
2. 第17条第1項による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または受取人に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
3. 次のいずれかの場合には、当会は契約の解除をおこなうことはできません。
 - (1) 当会が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - (2) 当会が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知をおこなわなかったとき。
 - (3) この契約が更新契約である場合、当初契約の契約日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき。
 - (4) 当会の保険契約の締結の媒介を委託した募集人（以下、本条において「募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第16条の告知をすることを妨げたとき。
 - (5) 募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第16条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (6) 第17条第3項第4号および第17条第3項第5号の場合に、各号に規定する募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第16条の規定により当会が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、第17条第3項第4号および第17条第3項第5号の規定は適用しません。
 - (7) この契約が更新契約であった場合、当初契約の契約日から5年経過したとき。
4. 当会は、保険金の支払事由が生じた後でも、第17条第1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
5. 第17条第1項にかかわらず、保険金の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、保険金を支払います。
6. 本保険契約が解除された場合、第20条に基づき返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 重大事由による解除

1. 次のいずれかに定める事由が生じた場合には、当会は将来に向かって本保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または受取人が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき。

- (2) 保険金の請求に関して、受取人に詐欺行為があったとき。
- (3) その他保険契約を継続することを期待しえない第18条第1項第1号および第18条第1項第2号に掲げる事由と同等の事由があるとき。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜をまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 第18条第1項第1号から第18条第1項第4号までに掲げるもののほか、当会の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第18条第1項第1号から第18条第1項第4号までと同等の重大な事由があるとき。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または受取人に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。

3. 当会は、保険金の支払事由が生じた後でも、第18条第1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、当会は、第18条第1項各号に定める事由の発生後に生じた支払事由による保険金(注)の支払いを行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。

(注)第18条第1項第4号のみに該当した場合で、第18条第1項第4号のアからオまでに該当したのが、保険金の受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

4. 本保険契約が解除された場合、第20条に基づき返戻金を保険契約者に支払います。

5. 第18条第4項の規定にかかわらず、第18条第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第18条第3項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第18条第4項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 解約

1. 保険契約者はいつでも将来に向かって本保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が契約を解約する場合は、別表2に定める当会所定の書面を提出する必要があります。
3. 解約手続きをおこなった場合、解約に必要な請求書類が当会に到着した日に補償は終了します。
4. この保険契約を解約した場合、第20条に基づき解約返戻金を保険契約者に支払います。
5. 第19条第4項の規定により当会が解約返戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があったときに既に到来している保険期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を解約返戻金から差し引きます。

第20条 返戻金の計算

1. 月払契約は返戻金がありません。
2. 年払契約の返戻金は次のとおりとします。
 - (1) 年払契約の解約または解除の時に未経過の保険料を返還する場合の返還金額

年払保険料×解約または解除の日における年払保険料の未経過月数
(解約または解除の日から直後の払込期月までの月数とし、端数月は切り捨てとする。)

12

※円単位、円未満切り捨て

- (2) 年払契約の保険金減額時に未経過の保険料を返還する場合の返還金額

{変更前の年払保険料－変更後の年払保険料} ×

減額日における年払保険料の未経過月数
(減額日から直後の払込期月までの月数とし、端数月は切り捨てとする。)

12

※円単位、円未満切り捨て

第21条 年齢誤りの処理

1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。
 - (1) 実際の年齢が当会の定める範囲外となる期間については、当会は、保険契約を取り消すことができるものとし、該当期間の払込保険料を保険契約者に返金します。
 - (2) 実際の年齢が当会の定める範囲内となる期間については、過不足の保険料を精算し、その後の保険料を更正します。

2. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当会の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金の限度額を超えたときは、当会は限度を超えた契約を取り消すことができるものとし、契約当初より払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返金します。

第22条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

第23条 時効

1. 保険金、解約返戻金、保険料の返還およびその他この保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。
2. 保険料の返金に際し、返金先が不明などの理由で返金事由が生じた日から3年間返金できなかった場合、保険契約者の返還請求権は時効により消滅します。

第24条 保険料または保険金の額の見直し

1. 当会は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、少なくとも5年ごとに、保険料または保険金の額の正当性につき定期的検証を行います。
2. 第24条第1項に定める定期的検証の結果、または、保険期間中において、当会の財産の状況に照らして、保険継続が困難になる前提にある場合に、保険料または保険金の額の見直しを行う場合には、その変更内容について、主務官庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約者にその旨を通知します。

第25条 準拠法

本保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、日本の法律に従って解釈され、当会の本部の所在地または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表 1（対象となる不慮の事故）

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 交通事故	V01 ~ V99
2. 転倒・転落	W00 ~ W19
3. 不慮の溺死及び溺水	W65 ~ W74
4. 不慮の窒息	W75 ~ W84
5. 煙、火及び火災への曝露	X00 ~ X09
6. 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40 ~ X49
7. その他の不慮の事故	W20 ~ W64 W85 ~ W99 X10 ~ X39 X50 ~ X59

別表2（請求書類）

1. 保険金の請求
 - ・当会所定の請求書
 - ・医師の診断書
 - ・受取人の戸籍謄本と印鑑証明書（発行後6か月以内）
 - ・保険引受証
2. 契約内容の変更
 - (1) 減額の場合
 - ・当会所定の請求書
 - (2) 増額の場合
 - ・当会所定の請求書
 - ・告知書
3. 保険契約者の住所・氏名・保険料振替口座、被保険者の氏名の変更
 - ・当会所定の請求書
4. 保険契約者の変更
 - ・当会所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書（発行後6か月以内）
 - ・保険引受証
 - ・被保険者同意書
5. 解約
 - ・当会所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書（発行後6か月以内）
 - ・保険引受証

- * 当会は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、その他追加がある場合があります。